

奈良県告示第四百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

次に掲げる歳入に係る未収金

1 奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例（平成十四年三月奈良県条例第四十四号）による廃止前の奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和五十七年十二月奈良県条例第七号）に基づく貸付金の返還金

2 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による廃止前の奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例（昭和五十五年三月奈良県条例第二十四号）に基づく貸付金の返還金

3 奈良県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例を廃止する条例（平成十八年三月奈良県条例第五十三号）による廃止前の奈良県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく貸付金の返還金

4 奈良県高等学校等奨学金貸与条例に基づく貸付金の返還金

二 受託者の名称及び所在地

名称 ニッテレ債権回収株式会社

所在地 東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

三 委託事務の取扱期間

令和二年六月一日から令和五年五月三十一日まで